

今後の「信州の木活用モデル地域支援事業」の進め方（案）

県産材利用推進室

本事業では、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で 18 地区の事業を採択しました。その過程で県民会議の委員、事業主体、県の現地機関から本事業に対する様々な意見をいただいております。そうした意見を反映させ、よりモデル性の高い事業を、公平かつ客観的に判断し、身近な森林資源を地域の活性化やエネルギーの自立につなげ、森林資源の持続的活用を図るため、以下の点を見直して来年度の事業を実施します。

見直し内容①：選定委員への外部識者の登用

- 審査要領に基づき、林務部長が選定委員会を設置して一次審査を行い中間評価の順位付けを実施。選定委員は観光部、林務部職員の 5 名で構成されている。
- 県民会議委員の御意見：「審査委員がすべて県職員で構成されている点は、公平性及び客観性（透明性）という観点で検討する余地があるのではないか」

- 審査の公平性、客観性をより高めるため、選定委員会の委員に外部識者を登用する。

※想定される外部識者

県民会議の委員、木材利用と地域の活性化に詳しい者

見直し内容②：審査から採択までの手続きの変更

- 申請予定者、県の現地機関の意見：「採択の時期が 7～8 月頃となり、事業の開始時期によっては、公募を断念する事業もある。」
- 県民会議委員の御意見：「県民会議は様々な背景をもった方々がおり、限られた時間のなかで、個別の事業について深掘りで意見を言うのは難しい。」
- 県民会議委員の御意見：「選定委員会に外部識者を登用することで、審査の公平性、客観性、透明性が担保されるのであれば、県民会議では、採択された事業の報告のみでいいのではないか。」

- 選定委員会で採択事業を決定し、県民会議において、採択事業の内容・評価点等を報告する。